

Title	解題 慶應義塾大学と清華大学の学術交流
Sub Title	Preface: Keio-Tsinghua Academic Exchange
Author	山本, 爲三郎(Yamamoto, Tamesaburo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2014
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.87, No.9 (2014. 9) ,p.85- 87
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集 企業再編の現代的課題 : 日中民商法比較の観点から
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20140928-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集

企業再編の現代的課題——日中民法比較の観点から

解題 慶應義塾大学と清華大学の学術交流

山 本 爲 三 郎

本年(二〇一四年)三月四日(火)、三田南館ディスタンスラーニング室において、塾法学部と法務研究科は、シンポジウム「企業再編の現代的課題——日中民法比較の観点から」(“Contemporary Problems of M&A in Japan and China”)を共催した。九〇年代以降、世界的に民事法領域で大改編が続き、日中両国でも、現在、会社法や民法の具体的な改正作業が行われている。こうした民事法の著しい高度化を背景にすると、他の法分野におけるよりもなお一層、日中両国の民法法研究者が研鑽しあう必要性は大きいといえよう。そこで、私の立案を基に本シンポジウムが企画された。清華大学から三名の著名な先生をお招きし、塾法学部と法務研究科の四名の教授とともに、企業再編につき各先生がそれぞれ理論的あるいは実務的に関心をお持ちのテーマで報告していただくものである。企業再編を統一テーマに選定したのは、法令、実務、判例そして理論において進展が特に速く複雑な領域だからである。

当日のプログラムは、次の通りに進化した。

午前の部。開会挨拶、片山直也法務研究科委員長。報告、池田眞朗教授「会社再編と債権譲渡・債務引受・契約譲渡」、王保樹清華大学教授「中国民商法の発展」、金山直樹教授「法人格否認の法理とその利息制限法への適用」。以上の報告の後、質疑応答。

午後の部。報告、宮島司教授「濫用的会社分割と詐害行為取消」、朱慈蘊清華大学教授「中国における株式を対価とする上場会社の買収と現金選択権」、菅原貴与志教授「事業譲渡をめぐる実務問題―債権者保護を中心に」、朱大明清華大学専任講師「日中会社分割制度の比較」。以上の報告の後、質疑応答。閉会挨拶、大石裕法學部長。王保樹教授は、中国法学会商法学研究会会長であるとともに、中国における民商法の立法・改正を指導してこられた中国民法学界の重鎮である。朱慈蘊教授は、中国法学会商法学研究会副会長であり、中国民法学界において重責を担われている国際派リーダーである。朱大明専任講師は、一橋大学で博士号（法学）を取得し日中両国の法事情に詳しく、日本語での発表論考も少なくない新進気鋭の商法学研究者である。

シンポジウム当日は、塾内外の大学生や大学院生、研究者、弁護士など多数の聴衆が会場を埋めた。各報告は、その個別テーマや分析観点は異なるが、最近の裁判事例や実務を採り挙げ、論理的に整理した上で、理論的解決の可能性を追究しようとする姿勢において共鳴し合っているように感じられた。報告に関する質疑応答も、儀礼的なものではなく、レベルの高い議論が活発に行われた。以下に掲載される各報告論考（今回の特集では慶應義塾の四名の先生方の報告が掲載される）からも、当日の熱気を感じる事ができよう。なお、シンポジウムの進行につき時間配分などに不手際があったとすれば、司会を務めた私に全責任がある。

長時間（一〇時から一七時過ぎまで）ではあったが、会場全体が充実した時を共有できたのは、ご登壇いただいた王先生をはじめパネリストの先生方の熱意の賜物である。厚く御礼申し上げるとともに、質問者を含む聴衆の

方々の真摯な参加姿勢に敬意を表したいと思う。本シンポジウムが、塾法学部・法務研究科と清華大学とのさらには中国の法律学界との今後の学術交流の嚆矢となることを期待したい。^{*}

^{*}本シンポジウムを契機として、塾法学部・法学研究科・法務研究科と清華大学法学院との間で交換協定が締結された。研究者同士の個人的な信頼関係が、組織間の継続的交流に拡大・発展する礎を築いたのであり、来日された三先生も深く喜んでおられるに違いない。